



知って得する

子どももの手当・制度

お子さんをお持ちの方は児童手当などを受けることができますので、要件を満たす方でまだ申請されていない方はお早めに申請手続きをしてください。
各種手当・制度には所得制限などがあるものもありますので、お気軽にお問い合わせください。



児童手当

対象 中学校修了前（15歳到達後最初の3月31日を迎えるまで）までの児童を養育している保護者
支給月 2・6・10月
手当月額

- 3歳未満（一律）…1万5千円
- 3歳以上小学校修了前
…（第1子、第2子）1万円
- 3歳以上小学校修了前
…（第3子以降）1万5千円
- 中学生（一律）…1万円

※所得が一定以上のときは、中学生以下（一律）5千円
その他 公務員の方の手続きは勤務先で行います。



児童扶養手当

対象 次の①から④にあてはまる児童（18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童、または20歳未満で中程度以上の障がいのある児童）を育てている父か母。または、父や母にかわってその児童を養育している方。

- ① 父と母が離婚した
- ② 父か母が死亡した
- ③ 父か母に重度の障がいがある
- ④ 母が未婚、など

支給月 4・8・12月
手当月額

- 児童が1人
…全部支給4万1千430円、
一部支給4万1千420～9千780円
（所得に応じて決定）
- 2人目…5千円加算
- 3人目以降…3千円加算
- その他 父や母または養育者が障害年金や遺族年金などを受給できる場合などは対象になりません。



特別児童扶養手当

対象 20歳未満で、身体や精神に一定の障がいのある児童を育てる父
母か養育者

支給月 4・8・11月

手当月額 障がいの程度が

1級…5万400円

2級…3万3千570円

その他 所得制限があり、所得が一定以上のときや児童が施設に入所しているときなどは対象になりません。

障がい児福祉手当

対象 20歳未満で、身体や精神に一定の障がいのある在宅の重度障がい児

手当月額 月額1万4千280円（年4

回支給）

その他 障害年金などを受給できるときや施設に入所したときは支給されません。

重度心身障がい児福祉手当

対象 20歳未満で身体や精神に一定の障がいのある在宅の重度障がい児の保護者など

手当年額 1万2千円

（年1回支給）

その他 所得制限はありません。ただし、施設に入所しているときなどは対象になりません。

乳幼児等医療助成

対象 小学校6年生までの児童

内容 対象児童にかかる次の医療費の一部

●小学生未満…入院・通院にかかる保険診療の自己負担額（2割から3割）分

●小学生…入院にかかる保険診療の自己負担額（2割から3割）分

その他 所得制限がありますので詳しくは担当までお問い合わせください。



ひとり親家庭等医療助成

対象 離婚、死別、未婚などによるひとり親などが扶養している18歳までの児童（進学などの場合は20歳まで延長可能）

内容 対象児童にかかる医療費（親は入院・訪問看護のみ）の一部が助成されます。

その他 所得制限がありますので詳しくは担当までお問い合わせください。

就学援助

対象 小学生・中学生

内容 経済的に困りの家庭の児童生徒のために、学用品費や学校給食費などを援助します。

その他 申請書を学校に提出します。その後市教育委員会で審査の上、該当する家庭に援助を開始します。詳しくは担当までお問い合わせください。



問

- 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当
児童家庭課児童家庭係（市役所1階⑥番窓口☎23-3331 内線317・323）
大滝総合支所（☎68-6111）
- 障がい児福祉手当・重度心身障がい児福祉手当
社会福祉課障がい者福祉係（市役所1階⑧番窓口☎23-3331 内線319・320）
- 乳幼児等医療助成・ひとり親家庭等医療助成
保険医療課医療給付係（市役所1階③番窓口☎23-3331 内線280・287）
- 就学援助
学校教育課学校教育係（第2庁舎☎23-3331 内線505・592）

